

I はじめに

■ 四首長懇談会（令和4年5月6日）

- ・トップレベルでの協議を継続していくことを合意

県：特別市の法制化について、住民目線で妥当ではない
3市：特別市の早期法制化が必要



四首長懇談会（令和4年5月）

■ 県と指定都市の二重行政

- ・県と指定都市の二重行政は存在する（第30次地方制度調査会答申）

■ 権限移譲の実態

- ・県からの権限移譲を個別に進めるのは煩雑かつ多くの時間がかかる

→ 令和2年11月に、高圧ガス保安法（コンビナート地域）
の許認可権限の移譲に関して県との調整会議を開催
(横浜市・川崎市合同)



調整会議（令和2年11月）

- ・これまで実現した権限移譲の多くは国の法改正によるもの

- ・指定都市が指摘する二重行政の解消には、

県市間の協議では限界

→ 県市間協議（調整会議）で実現した権限移譲は、パスポート発給事務（横浜市）のみ

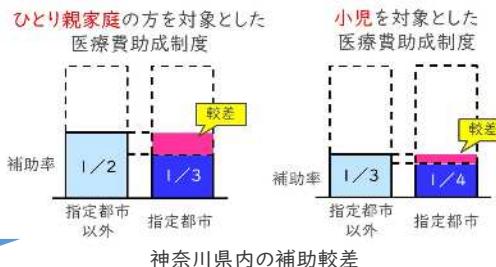
二重行政の抜本的な解消のためには、国 の法改正が必要なものが多い

■ 神奈川県の特殊性

- ・神奈川県は、唯一指定都市が3市存在する人口規模が大きい県

・道府県の役割・事務量に大きな差があるが、
地方自治制度は基本的に全国一律

・指定都市の市民は同じ県民税を払っているが、
県から受けるサービスには較差が存在



■ 本日の会見の開催趣旨

- ✓ 四首長懇談会で示された県からの指摘を3市で改めて住民目線で精査・分析
- ✓ 県と指定都市の役割分担については、現行の枠組にとらわれず、未来志向で議論が必要
- ✓ 二重行政の完全解消には、地方自治の新しい仕組みが必要

II 3市が目指す「特別市制度」とは

～目指す特別市の姿や考え方～

■ 目指す特別市の姿や考え方

【特別市は新たな地方自治体】

指定都市が、県の区域外となり、
市及び市域内における県に属する事務を担う

市民に身近な課題は、
基礎自治体である特別市で解決する

特別市になることで…

現在の県と指定都市の二重行政を解消し、

- 特別市は、迅速かつ柔軟な行政運営が可能に！
- 県は、特別市以外の市町村の補完・支援に、より一層注力することが可能に！
(県内他市町村にもメリット)

【特別市が実現するところ変わる！】

行政サービスが向上（一体化のサービスの提供）

素早い対応が可能（地域課題を迅速に解決）

■ 目指す特別市の姿

・窓口の一本化による行政サービスの向上

⇒ 子育て支援（保育所・幼稚園）、雇用・労働（就労）支援など

・迅速かつ地域の実情を踏まえた課題解決

⇒ 新型コロナウイルス感染症対策、交通安全対策など

<子育て支援の事例>

保育所・幼稚園などの手続きを一括して行うとともに、子育て支援に関する様々な情報を一元的に提供



<交通安全対策の事例>

市民ニーズを迅速かつ的確に把握しながら、市民の安全・安心を確保



信号機の設置

II 3市が目指す「特別市制度」とは ～特別市の制度化に向けた論点～

■ 特別市の制度化に向けた論点 「特別自治市構想に対する神奈川県の見解」において、県から示されている課題・懸念

- 論点① 県の総合調整機能に支障が生じるおそれ
- 論点② 県の財源不足が拡大するおそれ

- 論点③ 県民・市民への大きな費用負担
- 論点④ 住民代表機能への影響

論点① 県の総合調整機能に支障が生じるおそれ

三市の基本的な考え方

- 県の総合調整機能に支障を生じさせるものではない
- むしろ県が指定都市以外の市町村の補完・支援に、より一層注力することが可能となるため、県内市町村に対するメリットも期待できる
- 近隣市町村にもメリット！
 - ・特別市は、圏域において、他の基礎自治体との連携の中心的な役割を果たす
 - ・特別市の創設によって、県や近隣市町村との新たな連携・協力関係を構築

今後の方向性

- 県の総合調整機能に支障を及ぼすものではなく、メリットの方が大きいことを市民・県民等に丁寧に説明
- 効率的・効果的な住民サービスを提供できるよう、新たな連携・協力関係の構築のあり方について、県と3市で建設的な検討・議論が必要

論点② 県の税源不足が拡大するおそれ

三市の基本的な考え方

- 広域自治体において必要な財政需要については、一義的に地方交付税で措置されるべきもの
- 国・地方間の適切な税源配分や財政調整が可能となるよう、地方税財政制度の見直し等が必要
- 県が処理する事務について、適切な税源配分や財政調整が必要

今後の方向性

- 県からは留保財源が大幅に減少すると示されているが、今後、根拠となる数値を県から提示いただきながら、県・三市で調査・研究を行っていくことを提案

論点③ 県民・市民への大きな費用負担

三市の基本的な考え方

- 特別市が法制化され、移行に向けた取組の中で、県・市間で詳細に検討・協議するべき事項
- 施設へのアクセスの容易性・利便性などの住民サービスの水準がどう変化するかについても精査が必要
- 従来の設置場所から変更しないことも考えられる

今後の方向性

- 人口減少や少子高齢化などの社会経済状況にも 適切に対応し、効率的・効果的な行政運営の観点などを含め、幅広く総合的な検討が必要
- 県・市で調査・研究を行っていくことを提案

論点④ 住民代表機能への影響

三市の基本的な考え方

- 特別市には、何らかの「住民代表機能を持つ区」が必要
- 区は、都市内分権を担保しながら、大都市としての一体性を損なわないよう、行政区として法人格は有しない
- 区はその役割、予算、裁量等を拡充することに併せ、区長の位置づけの強化や、区行政に対する議会の意思決定機能、チェック機能を強化

今後の方向性

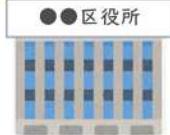
- 住民代表機能を持つ区のあり方については、地域の実情に応じて、検討を行っていくことが必要



■特別市の法制化に向けた論点まとめ

課題や懸念には当たらない

県内3指定都市は、**特別市の法制化**に向けて取組を進める



II 3市が目指す「特別市制度」とは ～特別市の法制化の必要性～

■ 特別市の法制化の必要性

【基礎自治体の現状】

- ・生活・経済圏の拡大／住民ニーズが複雑多様化
- ・市町村の規模・能力は拡大
- ・広域自治体と基礎自治体の役割分担が多様化
- ・現行制度の課題が顕在化

地域特性に合わせた
地方自治制度の再構築が必要

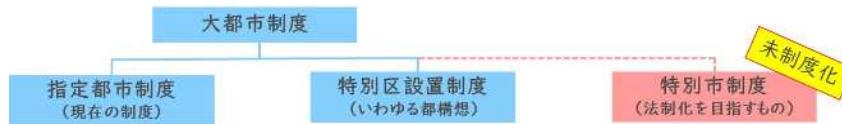
【大都市が果たす役割】

基礎自治体としての「現場力」

大都市としての「総合力」

多種多様な行政課題に対応している「大都市」が、
その能力・役割に見合った権限と財源を持つことが必要

【現在の大都市制度の状況】



地域の実情に応じて、ふさわしい大都市制度を選択できるようにすべき

【特別市実現による効果】

- ・『大都市の自立（一層制）により二重行政を完全に解消し、市民サービスの向上を実現』
- ・『近隣自治体との連携による持続可能な強い圏域づくり』
- ・『多極分散型社会の実現、日本の成長のエンジンに』



■ 特別市法制化の必要性まとめ

- ✓ 特別市の移行により、住民サービスが向上
→ 各都市の行政課題に的確に対応することが可能に
- ✓ 特別市制度は、市民はもとより、近隣自治体及び我が国の未来にとっても重要な制度
- ✓ 地方自治体が地域の実情に応じて相応しい大都市制度を目指すもの
- ✓ 実際の移行には、市議会・県議会の議決など、住民の意向を確認しながら、様々な手続きを踏まえる必要

市民・県民の皆様に特別市制度の意義やメリットなどを丁寧に説明し、住民目線の議論を進めながら、法制化につなげる

III むすび

■ 特別市制度は・・・

- ・地方自治の「新しい仕組み」

将来を見据え、今こそ法制化が必要！

■ 地域にふさわしい地方自治の実現

- ・全国の基礎自治体 1,718市町村 その数だけ自治の姿がある
- ・地域特性を踏まえた行政運営のため、ふさわしい自治のあり方を選択できるようにすべき

■ 地域にふさわしい地方自治の実現

- ・「道府県と市町村」という構造は、130年以上不変
- ・この全国一律の自治構造を変えていく

■ 特別市のメリット

特別市が実現すると・・・

- ・現在の県と指定都市の二重行政を解消し、迅速かつ柔軟な行政運営が可能
- ・住民目線でもサービスの向上を実現
- ・県が指定都市以外の市町村の補完・支援により一層注力することが可能
→ 県内市町村に対しても大きなメリット

■ さらなる機運醸成に向けて

- ・国や政党等への働きかけ、様々な手段を用いた広報の実施



国への要請活動（横浜市）



国への要請活動（川崎市）



国への要請活動（相模原市）

■ 神奈川県から地方自治の未来をつくる

- ✓ 持続可能な行政運営を図りながら **神奈川にふさわしい地方自治を実現**
- ✓ 「**真の地方分権**」の実現に向けて、3市は、地方から、この**神奈川**から国を動かすため、**新しい地方自治のかたちをつくる**